



命を 捨てないで



愛護動物を虐待したり、捨てる(遺棄)ことは犯罪です。

- ◆ 愛護動物をみだりに殺したり傷つけたものは、**5年**以下の懲役または**500万円**以下の罰金
- ◆ 愛護動物に対して虐待をおこなったものや 動物を遺棄したものは、**1年**以下の懲役または**100万円**以下の罰金